

北斗市津波避難計画

≪ 全 体 計 画 ≫

令和5年10月

北 斗 市

目次

第	1 :	章 総則	3
	1	目的	
	2	計画の修正	3
	3	北斗市の津波被害想定と避難計画	3
	4	用語の意義	6
第	2	章 避難計画	8
	1	津波避難計画の基本方針	8
	2	津波到達予想時間の設定	8
	3	津波浸水想定区域	9
	4	避難対象地域の指定	10
	5	避難困難地域の指定	12
	6	避難方法	13
	7	避難先(津波避難場所、津波避難ビル等)及び避難経路等	17
	8	避難先(避難目標地点、津波避難場所、津波避難ビル等)からの2次避難	27
第	3	章 初動体制	33
	1	職員の非常配備体制	33
	2	津波情報等の収集・伝達	35
第	4:	章 避難指示等の発令	37
	1	避難指示の発令判断基準	37
	2	避難対象地域	37
	3	避難指示の伝達方法	37
	4	避難指示の解除	38
	5	津波情報及び避難指示等の伝達経路	39
	6	避難情報の発令文	40
第	5	章 津波対策の教育・啓発	43
	1	町内会・自治会、自主防災組織等	43
	2	学校	43
	3	その他	43

第6	章 津波避難訓練の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	44
1	地域による避難訓練の実施	44
2	市職員による訓練の実施	44
3	総合的な避難訓練の実施	44
第7	章 積雪・寒冷地対策	45
1	避難路・避難施設の整備	45
2	避難時における防寒対策等	45
3	その他	45
第8	章 その他の対策	46
1	観光客等の避難対策	46
2	避難促進施設の避難対策	46
3	避難行動要支援者の避難対策	46
4	避難誘導等従事者の安全対策	46
5	北海道・三陸沖後発地震注意情報発表時の対策	46
6	地域コミュニティにおける自主防災組織結成の促進	48
7	その他	48
第9	章 地区津波避難計画	49
1	地区津波避難計画の主体	49
2	地区津波避難計画の構成	49
3	地区津波避難計画の作成方法	49
ľ	参 考 資 料】	51

第1章 総則

1 目的

この計画は、津波対策の推進に関する法律(平成二十三年法律第七十七号)第九条第二項の規定に基づき、将来発生が予想される津波災害に対し、地震・津波発生直後から津波が終息するまでの概ね数時間から2、3日の間、住民の生命、身体の安全を確保するための避難計画である。また、この計画は、「北斗市地域防災計画」の別冊である「地震・津波防災対策計画編」を避難者の状況や地域の実情に応じて具体化するものである。

2 計画の修正

この計画は、毎年検討を加え、必要があると認められるときは、これを修正する。

3 北斗市の津波被害想定と避難計画

津波による被害想定は、北海道が令和4年7月、日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震が発生した際に想定される具体的な被害として市町村ごとに公表していることから、この津波が現時点で想定される最大の津波であることを前提とした計画とする。

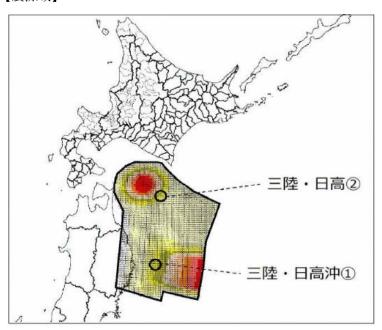
(1) 想定される地震及び津波の最大規模

ア 震源域:日本海溝モデルの三陸・日高②

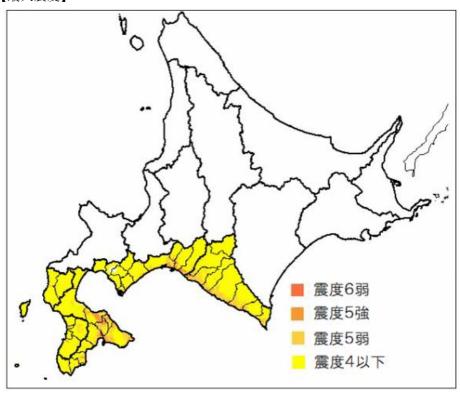
イ 地震の規模と最大震度:マグニチュード9.1の場合、最大震度5強

ウ 最大津波高:5.1m~7.8m エ 津波到達時間:53分~61分

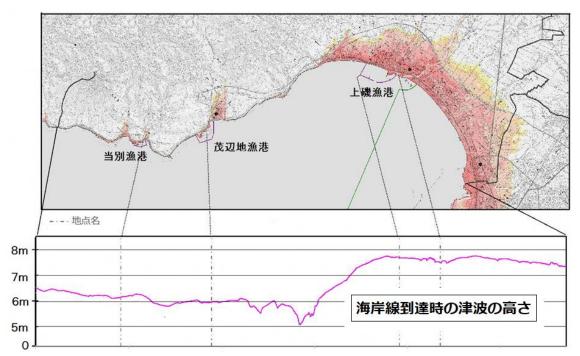
【震源域】



【最大震度】



【海岸線到達時の最大津波高】



(2)被害想定の時期・時間帯

時期·時間	条件等
夏の昼間	住宅などの木造建築物に滞在している人口が1日の中で少ない時間帯であり、積雪・凍結等の心配がなく、明るい時間帯であるため、迅速な避難が可能
冬の夕方	積雪・凍結により避難速度が低下し、津波による被害も多い
冬の深夜	多くの人が自宅で就寝中の時間帯であり、避難準備に時間を要すほか、夜間の暗闇や積雪・凍結により避難速度が低下するため、避難が遅れ、津波による被害が多くなる時期・時間帯

(3)被害の程度(津波による人的被害

冲描行動	人的地生	時期・時間帯		
避難行動	人的被害	夏・昼	冬・夕	冬・深夜
早期避難率	死 者(人)	110	5, 800	7, 300
〔高〕 +呼びかけ※1	負傷者(人)※3	10	50	20
早期避難率	死 者(人)	10,000	17,000	18, 000
〔低〕 ※2	負傷者(人)	200	210	190
低体温症要対処者 ※4				7, 500
避難者数 ※5			18,000	

- ※1 早期避難者比率が 70%と高く、さらに津波情報の伝達や避難の呼びかけが効率的に行われた場合で、津波避難ビルへの避難を考慮した場合。
- ※2 早期避難者比率が 20%と低く、避難しない人がいる場合を含む場合で、津波避難ビル への避難を考慮しない場合。
- ※3 津波に巻き込まれ負傷する人の数と建物倒壊に巻き込まれて負傷する人の数等を推計。
- ※4 津波から難を逃れた後、屋外で長時間、寒冷状況にさらされることで低体温症により死亡のリスクが高まる人。
- ※5 浸水想定区域内の人口(36,000人)から死者数を引いた数。

4 用語の意義

この計画において使用する用語の意味は次のとおりである。

(1) 津波浸水想定区域

津波防災地域づくりに関する法律(平成23年法律第123号)(以下「津波法」という。)第8条第1項に基づいて、最大クラスの津波が悪条件下において発生した場合に想定される浸水の区域のことをいう。

(2) 津波災害警戒区域

津波法第53条第1項の規定により、最大クラスの津波が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがある区域で、津波による人的災害を防止するため、津波から「逃げる」ことができるよう警戒避難体制を特に整備すべき区域として北海道知事が指定した区域をいう。(北斗市は津波浸水想定区域全域が指定されている。)

(3) 避難対象地域

津波が発生した場合に避難が必要な地域で、津波浸水想定区域に基づき市が指定する。安全性の確保、円滑な避難等を考慮して、津波浸水想定区域よりも広い範囲で指定する。

津波情報等が発表された場合は避難対象地域が避難指示の発令対象区域となるが、津波情報の種類によって避難指示の発令対象区域は異なる。

(4) 避難困難地域

最大クラスの津波想定において、津波到達予想時間までに避難対象地域の外(避難の必要がない安全な地域)まで避難することが困難な地域をいう。

(5) 指定緊急避難場所

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、その危険から逃れるための場所として災害種別ごとに市が指定する施設又は場所をいう。

(6) 津波避難場所

指定緊急避難場所の中で津波の危険から緊急に避難することができる高台や施設を指定している。原則として避難対象地域の外に定めるものであるが、避難対象地域の中の函館江差自動車道沿いの高台(以下「高規格道路高台」という。)も津波避難場所として指定している。

(7)避難目標地点

津波の危険から避難するために、避難対象地域の外に定める場所で、自主防災組織や住民等が、とりあえず生命の安全を確保するために設定するものであり、必ずしも津波避難場所と一致しない。

(8) 津波避難ビル

避難困難地域の避難者や逃げ遅れた避難者が緊急に避難する建物をいい。津波浸水想定区域内にあり、基準水位以上の高さに避難上有効な階段とスペースを有し、津波の水圧等によって構造上支障のある事態とならないとされる建物で市が指定緊急避難場所として指定している。

(9) 基準水位

津波浸水深に、津波が建物等に衝突した際の水位の上昇分を加えた水位で、地盤面からの高さで表示している。これにより津波避難ビル等の避難する上で有効な高さが明確になる。

(10) 避難先

津波避難場所、避難目標地点及び津波避難ビルを総称したものをいう。

(11) 避難路・避難経路

避難目標地点まで最短かつ安全に到達できる主要な道路で、市が指定するものを「避難路」 といい、自主防災組織等の住民が設定するものを「避難経路」という。

また、避難路及び避難経路を総称して「避難経路等」という。

(12) 指定避難所

災害により避難した住民、または災害により家に戻れなくなった住民等が、災害の危険性がなくなるまでの間一時的に滞在するもので、市が指定する施設をいう。

(13) 広域一時滞在

市内の指定避難所で被災住民の居住場所を確保することが困難な場合は、災害対策基本法第 86 条の 8 の規定に基づき、一時的に道内の他の市町村と当該被災住民の受入れについて協議 し避難所を確保する。

(14) 北海道·三陸沖後発地震注意情報

日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震の想定震源域とその周辺でマグニチュード7以上の地震が発生した場合に、大地震の発生可能性が平時よりも相対的に高まっているとして注意を促すために概ね2時間以内に気象庁が発表する情報をいう。

第2章 避難計画

1 津波避難計画の基本方針

津波避難計画は地域の実情を踏まえつつ、次の考え方に基づいて策定する。

- (1)避難計画策定にあたっての統一的な基本方針を示した「北海道津波避難計画策定指針」及び「市町村における津波避難計画策定指針」などを参考に体系的かつ効果的な計画を策定し、その後は避難対象地域ごとに住民が主体となってワークショップ等を開催して策定する「地区防災計画に含まれる津波避難に関する計画(以下「地区津波避難計画」という。)」に結び付く構成とする。
- (2) 津波による人的被害を軽減するため、住民一人ひとりの迅速かつ主体的な避難行動を基本とする。
- (3) 住民が避難するにあたって、強い揺れや弱くても長い揺れを伴う地震が発生した場合には、 最大クラスの津波高を想定し、津波到達予想時間まで猶予がある場合には、できる限り海岸から遠く、高く安全な場所(高規格道路高台を含む。)を目指す立ち退き避難を基本とする。ただし、避難困難地域等に居住し徒歩では避難対象地域の外の安全な避難目標地点にたどり着けない場合は、津波避難ビルなどに避難(緊急安全確保)するものとする。

2 津波到達予想時間の設定

津波法第8条第1項に基づき、道が設定した津波浸水想定の結果、北斗市の各代表地点における最大津波高と第1波の津波到達予想時間は下記の表のとおりである。

想定地震:日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震

対象津波:日本海溝モデル 三陸・日高②の最大クラス津波(L2津波)

津波到達地点	最大津波高	第1波到達時間
(代表地点)	(メートル)	(分)
七重浜	7. 6	6 1
東 浜	7.8	6 0
大野川河口	7. 5	6 0
富川	7. 5	5 8
矢不来	5. 4	5 8
茂辺地	6. 1	5 4
当 別	6. 2	5 4

※ L2津波とは、発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害を もたらす津波で、住民避難を柱とした総合的防災対策を構築する上で想定 する「最大クラスの津波」をいう。

3 津波浸水想定区域

津波法第8条第1項に基づき、道が設定した津波浸水想定の結果、北斗市における最大クラスの津波が悪条件を前提に発生した時の浸水の区域は下記の図のとおりである。

【津波浸水想定区域 七重浜~富川地区】



【津波浸水想定区域 矢不来~三ツ石地区】



4 避難対象地域の指定

避難対象地域は、大津波警報(最大規模又は5m~3m)、津波警報及び津波注意報の4種類の 異なる地域を予め市が指定するが、津波は局所的に高くなる場合があること、津波浸水区域はあ くまでも想定に過ぎず、浸水区域が拡大する可能性もあることなどを考慮し広めに設定する。

なお、避難対象地域の住民は、予め津波ハザードマップを参考に複数の避難経路や避難目標地 点を定めておくことが必要である。

警報の種別	避難対象地域指定基準
大津波警報	最大クラスの津波又は5m~3mの津波により浸水が想定される区域(津波災害警戒区域) ※ 避難対象地域図(赤点線・桃色点線の南側)を参照
津波警報	津波の高さが3m以下の場合に浸水が想定される区域 ※ 避難対象地域図(青色実線南側)を参照 避難対象地域全域に対しては、注意喚起を促す広報を行う。
津波注意報	海水浴や潮干狩りの観光客、釣り客、海岸付近で働く従業員等の安全確保のため、海岸線に接している区域(国道 228 の海岸側) 避難対象地域全域に対しては、注意喚起を促す広報を行う。

大津波警報等の発表に伴い避難指示が発令される避難対象地域は次の表のとおり。

人口 (世帯数)

七重浜・追分地区

七重浜・追分地区			
町名	人口(世帯数)		
七重浜1丁目	566 (361)		
七重浜2丁目	2,055 (1,162)		
七重浜3丁目	1,115 (557)		
七重浜4丁目	2,042 (1,050)		
七重浜5丁目	511 (255)		
七重浜6丁目	316 (162)		
七重浜7丁目	723 (424)		
七重浜8丁目	1,408 (753)		
追分1丁目	1,004 (454)		
追分2丁目	3,353 (1,305)		
追分3丁目	356 (186)		
追分4丁目	1,149 (535)		
追分5丁目	86 (51)		
追分6丁目	17 (8)		
追分7丁目	136 (67)		
追分	45(21)		

津波避難対象地域 凡例

大津波警報(最大規模)
大津波警報(3~5 m)
津波警報(3 m以下)
海岸に接する地域:
大津波警報、津波警報と

津波注意報

東浜・久根別地区

1,137 (551)
1,109 (587)
1,318 (691)
1,279 (644)
415 (213)
1,639 (797)
826 (371)
258 (136)
141 (72)
291 (143)
人口 (世帯数)
189 (99)
334 (176)
218 (120)
875 (454)
712 (295)
827 (346)
208 (106)
122 (56)
315 (164)
321 (167)
205 (102)
138 (84)

中央~富川地区

町名	人口 (世帯数)
常盤1丁目	768 (364)
常盤2丁目	319 (162)
常盤3丁目	308 (144)
公園通1丁目	272 (138)
大工川1丁目	299 (137)
大工川2丁目	149 (71)
大工川	139 (64)
押上1丁目	104 (50)
押上2丁目	207 (90)
押上	79 (37)
添山	153 (120)
昭和1丁目	73 (45)
昭和2丁目	247 (127)
谷好1丁目	
谷好2丁目	707 (321)
谷好3丁目	598 (311)
谷好4丁目	206 (98)
富川1丁目	122 (63)
富川2丁目	368 (217)
富川町	
桜岱	175 (108)
水無	44 (27)
三好	53 (27)

矢不来~三ツ石地区

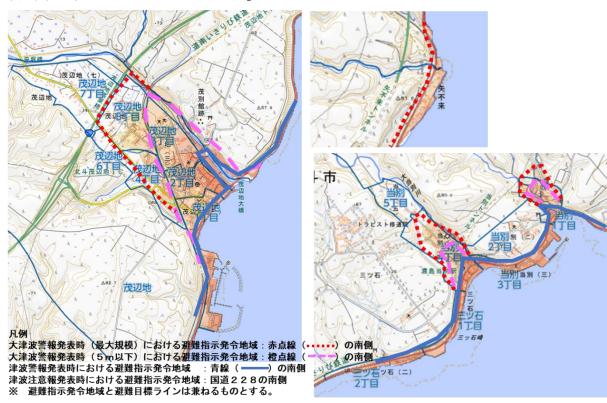
人口 (世帯数)
16 (10)
5 (4)
160 (100)
232 (137)
209 (120)
93 (57)
147 (89)
28 (19)
432 (430)
86 (53)
72 (48)
65 (39)
53 (35)
51 (39)
38 (22)
45 (31)

中野、清川、添山、谷好1丁目、 桜岱、富川町、館野、茂辺地、 茂辺地市ノ渡は、浸水想定区域 内に一般住宅建物なし。

【避難対象地域図 七重浜~富川地区】



【避難対象地域図 矢不来~三ツ石地区】



※ 避難指示は町丁名で発表するため、避難対象地域の外の地域にも避難指示が発表されることを踏まえ避難目標地点を選定するものとする。

(避難対象地域の外にいる住民は避難する必要はないものの、津波の浸水区域が拡大する可能性を考慮し、より安全な地域に移動することが望ましい。)

5 避難困難地域の指定

避難困難地域は、津波到達予想時間と歩行速度及び避難開始時間を考慮し避難可能距離を割り 出した上で、津波到達予想時間までに避難目標地点まで辿り着けない地域を市が指定する。避難 可能距離は、次の式により求める。

避難可能距離 = 歩行速度 × (津波到達予想時間 — 避難開始時間)

津波到達予想時間:以下の表のとおり

歩行速度: 0.5m/秒 (歩行困難者、身体障碍者等の場合)

※ 老人自由歩行速度、群衆歩行速度は 1.0 m/秒

∟避難開始時間:5分 (大きな揺れが収まり、準備時間を含めた場合)」

※ 津波到達予想時間は、道が設定した津波浸水想定の結果を適用する。また、歩行速度及び避難 開始時間は北海道が示している津波避難計画策定指針を参照とする。

【各地区の避難可能距離】

地区	避難可能距離	避難速度	津波到達予想	避難開始時間
(沿岸地域)	(m)	(m/分)	時間(分)	(分)
七重浜地域	1, 680		61	
東浜地域	1, 650	0. 5 × 60	60	5
中央 ~ 矢不来	1, 590	0.0 ^ 00	58	J
茂辺地 ~ 三ツ石	1, 470		54	

※ 避難可能距離:避難を開始する地点から、津波が到達するまでに移動できる距離 【避難困難地域】



6 避難方法

(1) 避難方法の基本的な考え方

津波は突発的に発生することから、地震による大きな揺れや、弱くても長い揺れを感じた場合は、気象庁の津波警報等の発表や市の避難指示の発令を待たずに、自主的に避難対象地域の外の地域や津波避難場所・津波避難ビル等の安全な場所を目標に避難を開始する。また、避難している間においは津波に関する情報収集(防災無線・ラジオ、スマートホン等)に努め、津波警報等や避難指示の情報を得たときは、津波到達予想時刻や予想される津波の高さ等を踏まえ、津波が到達するまでに避難行動を完了できるようにする。

ただし、避難開始が遅れた等により、津波到達予想時刻までに避難行動を完了させることができないようなときは、努めて高い建物の上階等に避難するものとする。

(2) 避難方法としてとるべき行動

ア 避難対象地域の外の安全な場所(市が設定する津波避難場所や自らが設定した避難目標地 点等)に徒歩で速やかに移動する。

自動車等による避難は、次の理由により円滑な避難ができないおそれがある。

- 家屋や電柱の倒壊、落下物等により円滑な避難ができない可能性が高い。
- 多くの避難者が自動車等を利用した場合、渋滞や交通事故等の発生率が高い。
- 自動車の利用が、徒歩避難者の円滑な避難を妨げるおそれがある。
- 季節や時間帯によっては、既に渋滞が発生しているおそれがある。
- 停電により信号機が停止した場合、自動車による通行が困難になる。
- ※ 自動車等の使用は、避難行動要支援者等の避難において自動車等を使用しなければ避難できない状況で、かつ自動車等を利用しても渋滞や交通事故の可能性、徒歩避難者の円滑な避難を妨げるおそれが低い場合などには、地域の実情に応じた避難方法をあらかじめ検討し、「地区津波避難計画」及び避難行動要支援者の「個別避難計画」に整理されている自動車及び避難誘導・避難目標地点に避難した住民の移送等の災害応急対策に使用する自動車のみとする。自動車等を使用し避難した場合は、直接指定避難所まで避難するものとする。
- イ 避難対象地域の外に移動することが困難な場合は、市が指定した高規格道路高台や津波避 難ビル等の努めて高い場所(階)に徒歩により移動する。
- ウ ただし、個人の身体、体力により、とることが出来る避難行動は異なるため、状況に応じた自助、共助により安全な場所への移動を追求するも、津波の状況によって安全な場所への移動が困難な場合は出来る限りの避難行動(付近のより高い建物の上層階等へ避難する等の緊急安全確保)により安全確保に努める。

(3) 地域の特性に応じた避難方法

市は地域的な特性を踏まえ避難対象地域を4つのブロックで区分するとともに、避難対象地域の外までの距離(避難の困難性)を踏まえ3種類の避難パターンを設定し、これを組み合わせることによって効率的に避難できる体制を整備する。

【市が指定している津波避難ビル・津波避難場所(高規格道路高台)の一覧表】

種類	番号	津波避難ビル・指定緊急避難場所名	住 所	階層	最大収容人員 (1人/1m²)
	1	七重浜住民センター	七重浜2-32-25	3階	335
	2	函館水産高校(校舎)	七重浜2-15-3	4階	1, 400
	3	第3キリンズマンション	七重浜4-18-11	8階	100
		道営住宅七重浜団地(2号棟)	七重浜7-2-14	3階	7
		道営住宅七重浜団地(3号棟)	七重浜7-2-14	3階	10
	4	道営住宅七重浜団地(4号棟)	七重浜7-2-14	3階	7
		道営住宅七重浜団地(5号棟)	七重浜7-2-14	4階	40
		道営住宅七重浜団地(6号棟)	七重浜7-2-14	4階	40
		市営住宅久根別団地(2号棟)	久根別1-18	4階	6
		市営住宅久根別団地(3号棟)	久根別1-18	4階	6
		市営住宅久根別団地(4号棟)	久根別1-18	4階	9
	(5)	市営住宅久根別団地(5号棟)	久根別1-18	4階	6
津	9	市営住宅久根別団地(6号棟)	久根別1-18	4階	6
波		市営住宅久根別団地(7号棟)	久根別1-18	4階	9
避難		市営住宅久根別団地(8号棟)	久根別1-18	4階	6
だだ		市営住宅久根別団地(9号棟)	久根別1-18	4階	6
ル	6	久根別住民センター	久根別1-29-2	3階	230
	7	市営住宅中野通団地(A棟)	中野通1-8-1	5階	7 6
		市営住宅中野通団地(B棟)	中野通1-9-1	5階	7 6
	8	北斗市役所	中央1-3-10	5階	1, 280
	9	市営住宅飯生団地	飯生3-1-25	7階	130
	10	道営住宅常盤団地(1 号棟)A棟	常盤1-7-1	3階	0
		道営住宅常盤団地(2号棟)B棟	常盤1-7-1	3階	0
		道営住宅常盤団地(3号棟)C棟	常盤1-7-1	6階	231
	0	市立上磯中学校	中野通320番地の4	4階	1, 900
	12	市立浜分中学校	追分1-17-1	3階	1, 500
	13	上磯高校(校舎)	中野通3-6-1	4階	380
	4	市営茂辺地中央団地	茂辺地3-3-10	3階	140
	슴	計			7, 936
	1	高規格道路(萩野①)	萩野		500
	2	高規格道路(萩野②)	萩野		500
	3	高規格道路(一本木①)	一本木		500
高	4	高規格道路(一本木②)	一本木		500
	(5)	高規格道路(中野通)	中野通		500
台	6	高規格道路(添山)	添山		500
	7	高規格道路(水無)	水無		500
	8	高規格道路(富川)	富川		500
	슴	計			4, 000

[※] 最大収容人員は大津波警報時であり、道営住宅常盤団地(1号棟)A棟・(2号棟)B棟は津波警報時のみ利用可能

千代田 Omly ト~0.3m未満 田外干 0.3m以上~0.5m未満 0.5m以上~1.0m未满 北斗市東浜• 久根別地区 1.0m以上~3.0m未满 北斗市中央~富川地区 3.0m以上~4.0m未满 -4.0m以上~8.2m未满 北斗市七重浜·追分地区 A: 避難対象地域の外まで近い距離の地区 B: 避難対象地域の外まで距離が 1,000m~避難可能距離の地区 ご避難対象地域の外まで違い 距離の地区(避難困難地区) SHITE 凡例 (既設避難施設等) 津波避難ビル 北斗市矢不来~三ツ石地区 高規格道高台 避難目標地点 (代表的な地域) 激深川 ※ 北斗市矢不来~三ツ石地区 C:避難困難地域 はすべての地区がAに該当。 B:避難開始が遅れた 場合等に避難が困難と 500 m なる地域 避難対象地域ブロック 区分の境界

【避難対象地域のブロック区分と3種類の避難パターン設定地域図】

(4) 避難方法の基本的なパターンについて

地震発生時において、その時滞在する場所に応じた市民に求める行動(避難方法)を北斗市における避難可能距離(概ね 1.470m~1,680m)を基準として、以下のA~Cの「3種類の避難パターン」に分類し、各地区の代表的な避難目標・避難路(推奨ルート)を取りまとめる。

ア A:避難対象地域の外までの「距離が近い(概ね1,000m以内)」地区

避難対象地域の外までの距離が近く、到達しやすい地域であり、避難対象地域の外を目指すことを基本とする。

ただし、当該地域において「津波到達予想時刻」となった場合、または身体、体力的に歩 行避難が困難な場合等で近くの津波避難ビル・高規格道路高台等への避難で安全を確保する ことも避難行動とする。

イ B:避難対象地域の外までの「距離が1,000m~避難可能距離」の地区

(避難開始が遅れた場合(10~15分程度)や移動間における疲労による歩行速度の低下 (冬期における歩行速度低下(約20%)を含む)等を考慮すると要配慮者の避難が困難に なることが懸念される地区)

避難対象地域の外を目指すことを基本とするものの、避難開始が遅れた場合や身体、体力的に歩行避難が困難な場合等により、避難対象地域の外まで避難できない場合は、津波避難 ビル・高規格道路高台等で安全を確保する。

また、指定された津波避難ビル等以外においても安全を確保できる頑丈な建物のより高い階などで安全を確保することも避難行動とする。

ウ C:避難対象地域の外までの「距離が遠い」地区(避難困難地域)

避難対象地域の外までの距離が遠く、要配慮者においては「津波到達予想時刻」までに避

難対象地域の外まで移動し安全を確保することが難しいことから、地区ごとに市が指定した 津波避難ビル・高規格道路高台等へ避難することを基本とする。

ただし、健常者で「津波到達予想時刻」までに避難対象地域の外に移動することが可能な場合は、より安全な避難対象地域の外に移動することとする。

また、指定された津波避難ビル・高規格道路高台等以外においても安全を確保できる頑丈な建物のより高い階などで安全を確保することも避難行動とする。

(5) ブロック区分した地区ごとの特性について

ア 北斗市七重浜・追分地区

海岸線から避難対象地域の外までの距離が約2.5km 前後で距離があるものの、函館水産高校、市立浜分中学校といった収容能力の高い津波避難ビルが存在しており、避難困難地域の要配慮者については収容が可能である。地域の特性上、函館市(西桔梗地区)方向に避難する住民も多いことから避難目標地点となり得る体表的な地域を指定し、そこから努めて速やかに避難者を市の指定避難所等へ移送することが必要になる。

イ 北斗市東浜・久根別地区

海岸線から避難対象地域の外までの距離は約2.5Km 前後と距離が長く、かつ多くの避難者を収容可能な津波避難ビル等が存在しない。さらにいさりび鉄道及び旧久根別川によって南北に分断されており直線的に高規格道路高台まで避難できず時間を要してしまうため、避難困難地区における要配慮者については高規格道路高台まで避難することが困難な状況になっており、津波避難ビルである久根別住民センターに避難者が集中し、収容することが困難な状況に陥る懸念がある。

このため、地域の共助により要配慮者の避難を支援するほか、東浜2丁目に居住する要配慮者は大野川を横断し市役所等へ避難したり、久根別住民センターより北側に居住する要配慮者は、新川の川沿いの経路(一部未舗装)を避難路として使用して高規格道高台まで避難するなどにより、久根別住民センターへの避難集中を回避することが求められる。

避難をする際は、津波の到達状況等の情報を継続的に収集しつつ、避難するとともに、危険が差し迫った場合には緊急安全確保(川沿いから離れた少しでも高い建物等に避難)することが重要になる。

ウ 北斗市中央~富川地区

海岸線から避難対象地域の外までの距離は中央地区で約2.0Km~1.5Km と長いものの、添山の西側は1.0Km 以内で比較的避難は容易になっている。また、中央地区でも上磯高校、市立上磯中学校という収容能力が高い津波避難ビルが存在しており、避難困難地域の要配慮者については収容が可能である。ただし、避難目標地点から指定避難所(沖川小学校等)までの距離が長く、要配慮者等については高規格道路等を活用した速やかな移送が必要となる。

エ 北斗市矢不来~三ツ石地区

海岸線から避難対象地域の外までの距離は 1.0Km 未満であり比較的避難は容易であるが、この地区は道路が海岸線に限定されているほか、避難路の一部が土砂災害(特別)警戒区域に指定されており、避難する際は土砂崩れの状況を確認して安全を確保しつつ避難するとともに、他地区から孤立する可能性があることを踏まえ備蓄品を準備しておくことが求められる。

7 避難先(津波避難場所、津波避難ビル等)及び避難経路等

(1) 避難先(津波避難場所、津波避難ビル等)

避難先は避難対象地域の外までの距離や特性を考慮し地区ごとに避難対象地域の外の津波 避難場所や避難対象地域内の高規格道路高台、津波避難ビルを指定する。

ただし、住民は、必ずしも市が指定する津波避難場所や高規格道路高台、津波避難ビルを目指す必要はなく、地区の特性に応じ基本パターン等を参考として自らが設定した避難目標地点に最も安全かつ早く到達できる経路を避難することが重要であり、到達後、更に安全な津波避難場所等へ向かって移動するなどの方法を考えておく必要がある。

ア 高規格道路高台

函館江差自動車道に整備された津波避難場所である高規格道路高台を活用するため、市は管理協定に基づく適切な管理に努めるとともに、高規格道路高台を利用する際は、車両が走行している可能性を踏まえ、指示がない限り車道内に入らないことや、屋外であることを踏まえ防寒具等の必要な物資を携行することについて周知するものとする。

イ 津波避難ビル

津波からの避難は、津波浸水想定区域より高く遠くへ避難する立ち退き避難を基本とするが、要配慮者(避難行動要支援者)や、やむを得ず逃げ遅れてしまった避難者及び津波到達時間まで救助作業を継続した消防隊員等が津波から逃れるための緊急的かつ一時的な避難場所として市が津波浸水想定区域内に指定している。

(ア) 津波避難ビル利用上の留意事項

- 市が指定している津波避難ビルは、周辺地域の避難者を全員収容することを想定しているものではなく、やむを得ず避難する時期を逸し立ち退き避難が間に合わない避難者や要配慮者(避難行動要支援者)などが利用する最後の砦であることから、立ち退き避難が可能な避難者が予め避難目標地点とする場所ではない。
- 津波避難ビルは、想定外の津波が来襲した場合を考慮していないため、その安全性を 完全に担保するものではない。津波避難ビルの住人等においても、その場からの立ち退 き避難を優先する。
- 津波避難ビルにやむを得ず残った住人等については、同じ建物に避難してきた周辺住 民と同じ避難者であることを認識し、救助が来るまでの間共助によって助け合う。
- 津波避難ビルには、一部の施設を除きトイレや防寒対策用具の配備がされていないの が実情であり、避難する際には自助による防寒対策をした上で避難する。
- 市が津波避難ビルを指定した時には、住人等の理解を得た上で、消防法など他の法律 に抵触しない範囲において防災備品の配備に努める。

(イ) 津波避難ビルの基準

津波避難ビルの基準は、次のとおりとする。

- 〇 構造は、新耐震設計基準(昭和 56 年 6 月 1 日)以降に建設された鉄筋コンクリート(RC)構造、鉄骨鉄筋コンクリート(SRC)構造とする。
- 基準水位以上(概ね 0.5m以上)の階層又は屋上を有し、階段室・廊下などの共有部分に一定数以上の避難者を収容できるスペースがあること。
- 浸水想定区域内の避難路沿いにあることが望ましい。

(2) 避難経路等

- ア 避難路は、次の点に留意し、安全性・機能性が確保されている道路を市が指定し、避難路 上には標識を設置する。
 - (ア) 周辺に山・崖崩れ、建物の倒壊、転倒・落下物等による危険が少ないことが望ましい。
 - (イ) 避難者数などを考慮して、幅員が広いことが望ましい。
 - (ウ) 可能な限り津波の進行方向と同方向へ避難する道路を指定することが望ましい。
 - (エ) 踏切を通過する避難路の場合は、迂回路を想定することが望ましい。
 - (オ) 道路に面して避難ビルがあることが望ましい。
 - (カ) 津波の河川遡上を想定し、河川沿いの道路でないことが望ましい。 ただし、久根別川、新川沿いについては、地形的に避難路の対象外とすることが出来ないため、注意喚起をしたうえで避難路とする。
- イ 避難経路は、自主防災組織及び地区住民等において、次のような考えに基づき設定し、地 区津波避難計画に整理しておく。
 - (ア) 周辺に山・崖崩れ、建物の倒壊、転倒・落下物等による危険が少ないことが望ましい。
 - (イ) 最短時間で避難路又は避難目標地点に到着できることが望ましい。
 - (ウ) 複数の迂回路が確保されていることが望ましい。
 - (エ)海岸沿いや河川沿いの道路は、原則として選定しないことが望ましい。
- ウ 避難経路等の踏切対策

津波災害時における迅速な避難には、避難路上の踏切対策が重要である。

市は、平成24年に当時の北海道旅客鉄道株式会社函館支社と「津波災害対策に関する合意書」を取り交わしており、平常時の情報共有や災害時の連絡体制を確立している。

避難路上の踏切情報について、避難者へ的確に伝わるよう防災行政無線、広報車両などの 他にも情報伝達手段の多様化に努める。

〈地震発生時の列車の動き〉

① 列車は震度4相当以上の揺れで緊急停止



② 指令室の指示で最寄りの駅まで徐行運転

(3) 各地区における避難先及び避難路

ア 北斗市七重浜・追分地区

町名	人口 (世帯数)	要配慮 者数	パターン 区分	避難先
七重浜1丁目	566 (361)	142	С	函館水産高校(1, 400) 七重浜住民センター(335)
七重浜2丁目	2, 055 (1, 162)	502	С	函館水産高校(1, 400) 七重浜住民センター(335)
七重浜3丁目	1, 115 (557)	244	В	西桔梗公園 (函館水産高校(1,400))
七重浜4丁目	2, 042 (1, 050)	445	Α	西桔梗公園
七重浜5丁目	511 (255)	92	Α	西桔梗公園、西桔梗野球場東側地区
七重浜6丁目	316 (162)	56	O	市立浜分中学校(1,500) (西桔梗公園、西桔梗野球場東側地 区)
七重浜7丁目	723 (424)	125	С	七重浜住民センター (335) 市立浜分中学校 (1,500)
七重浜8丁目	1, 408 (753)	243	С	市立浜分中学校(1,500) 高規格道路 萩野① (500)
追分1丁目	1, 004 (454)	84	В	西桔梗野球場東側地区 (市立浜分中学校(1,500))
追分2丁目	3, 353 (1, 305)	285	Α	西桔梗野球場東側地区
追分3丁目	356 (186)	32	C	市立浜分中学校(1,500) (萩野工業団地)
追分4丁目	1, 149 (535)	137	С	高規格道路 萩野① (500) (萩野工業団地)
追分5丁目	86 (51)	13	Α	萩野工業団地
追分6丁目	17 (8)	0	Α	萩野工業団地、ゆうあい幼稚園
追分7丁目	136 (67)	21	Α	萩野工業団地、ゆうあい幼稚園
追分	45 (21)	7	Α	萩野工業団地、ゆうあい幼稚園

※ 要配慮者数:町内会ごとに集計したものから算出た概数であり多少の増減を含む。



	函館江差自動車道の高台							
番号	名 称	収容可能人員(人)						
1	高規格道路 萩野①	500						
2	高規格道路 萩野②	500						

津波避難ビル						
番号	名 称	収容可能人員(人)				
0	七重浜住民センター	335				
0	函館水産高校(校舎)	1,400				
3	第3キリンズマンション	100				
4	道営住宅七重浜団地	104				
12	市立浜分中学校	1,500				

イ 北斗市東浜・久根別地区

町名	人口 (世帯数)	要配慮 者数	パターン 区分	避難先
東浜1丁目	1, 137 (551)	157	O	久根別住民センター (230) 高規格道路 萩野② (500) 北斗市役所 (1,280)
東浜2丁目	1, 109 (587)	171	С	北斗市役所(1,280) 高規格道路 一本木②(500)
久根別1丁目	1, 318 (691)	251	С	高規格道路 萩野② (500) 一本木① (500)
久根別2丁目	1, 279 (644)	285	С	久根別住民センター (230) 高規格道路 一本木② (500)
久根別3丁目	415 (213)	168	С	高規格道路 一本木② (500) (島川小学校東側地域)
久根別4丁目	1, 639 (797)	333	С	高規格道路 萩野② (500) 一本木①② (500×2)
久根別5丁目	826 (371)	148	С	高規格道路 萩野② (500) 高規格道路 一本木① (500) (鳥川小学校東側地域) ※ 萩野工業団地 (未舗装・川沿い 避難路使用)
一本木	258 (136)	61	Α	島川小学校東側地域
萩野	141 (72)	32	Α	萩野工業団地
千代田	291 (143)	62	Α	島川小学校東側地域

[※] 要配慮者数:町内会ごとに集計したものから算出た概数であり多少の増減を含む。

北斗市東浜·久根別地区



函館江差自動車道の高台							
番号	名 称	収容可能人員(人)					
1	高規格道路 萩野①	500					
2	高規格道路 萩野②	500					
3	高規格道路 一本木①	500					
4	高規格道路 一本木②	500					

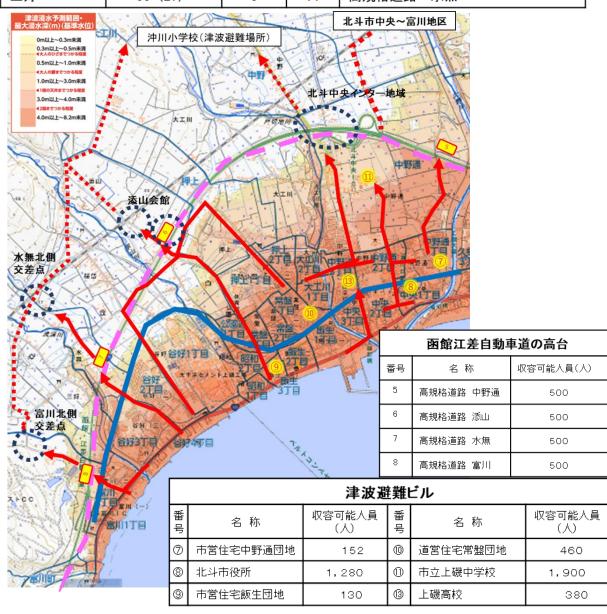
津波避難ビル						
番号	名 称	収容可能人員(人)				
5	市営住宅久根別団地	54				
6	久根別住民センター	230				
Ø	市営住宅中野通団地	152				
8	北斗市役所	1,280				

ウ 北斗市中央~富川地区

町名	人口 (世帯数)	要配慮 者数	n゚ターン 区分	避難先
中央1丁目	189 (99)	54	С	高規格道路 中野通 (500)
中央2丁目	334 (176)	65	С	市立上磯中学校 (1,900)
中央3丁目	218 (120)	44	С	市立上磯中学校 (1,900)
中野通1丁目	875 (454)	151	С	高規格道路中野通 (500) (北斗中央インター地域)
中野通2丁目	712 (295)	120	В	北斗中央インター地域 (市立上磯中学校(1,900))
中野通3丁目	827 (346)	138	В	北斗中央インター地域 (市立上磯中学校(1,900))
中野通	208 (106)	36	Α	北斗中央インター地域
中野	122 (56)	31	Α	北斗中央インター地域
清川	315 (164)	80	Α	北斗中央インター地域
飯生1丁目	321 (167)	87	С	上磯高校 (380)
飯生2丁目	205 (102)	43	В	高規格道路 添山 (道営住宅常盤団地(460))
飯生3丁目	138 (84)	44	Α	高規格道路 添山
常盤1丁目	768 (364)	154	В	高規格道路 添山 (道営住宅常盤団地(460))
常盤2丁目	319 (162)	63	В	高規格道路 添山 (道営住宅常盤団地(460))
常盤3丁目	308 (144)	62	Α	高規格道路 添山
公園通1丁目	272 (138)	55	Α	高規格道路 添山
大工川 1 丁目	299 (137)	63	В	高規格道路 添山 (道営住宅常盤団地(460))
大工川2丁目	149 (71)	31	В	高規格道路 添山 (道営住宅常盤団地(460))
大工川	139 (64)	30	Α	高規格道路 添山
押上1丁目	104 (50)	22	Α	高規格道路 添山
押上2丁目	207 (90)	43	В	高規格道路 添山 (道営住宅常盤団地(460))
押上	79 (37)	17	Α	高規格道路 添山
添山	153 (120)	56	Α	高規格道路 添山
昭和1丁目	73 (45)	20	Α	高規格道路 添山
昭和2丁目	247 (127)	65	Α	高規格道路 添山

[※] 要配慮者数:町内会ごとに集計したものから算出た概数であり多少の増減を含む。

町名	人口 (世帯数)	要配慮 者数	n゚ターン 区分	避難先
谷好1丁目			Α	高規格道路 水無
谷好2丁目	707 (321)	147	Α	高規格道路 水無
谷好3丁目	598 (311)	125	Α	高規格道路 水無
谷好4丁目	206 (98)	41	Α	高規格道路 水無
富川1丁目	122 (63)	42	Α	高規格道路 富川
富川2丁目	368 (217)	128	Α	高規格道路 富川
富川町			Α	高規格道路 富川
桜岱	175 (108)	37	Α	高規格道路 水無
水無	44 (27)	18	Α	高規格道路 水無
三好	53 (27)	8	Α	高規格道路 水無

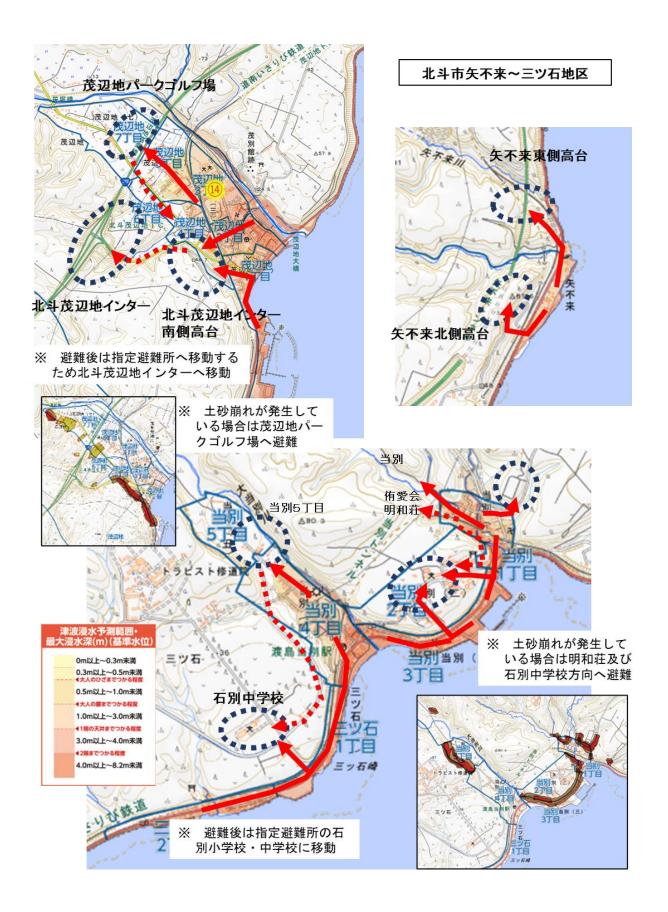


エ 北斗市矢不来~三ツ石地区

町名	人口 (世帯数)	要配慮 者数	n゚ターン 区分	避難先
矢不来	16 (10)	7	Α	矢不来北側・東側高台
館野	5 (4)		Α	矢不来北側・東側高台
茂辺地		361	Α	北斗茂辺地インター南側高台
茂辺地 1 丁目	160 (100)		Α	北斗茂辺地インター南側高台
茂辺地2丁目	232 (137)		Α	北斗茂辺地インター南側高台
茂辺地3丁目	209 (120)		Α	北斗茂辺地インター南側高台
茂辺地4丁目	93 (57)		Α	北斗茂辺地インター南側高台
茂辺地5丁目	147 (89)		А	茂辺地パークゴルフ場 北斗茂辺地インター南側高台
茂辺地市ノ渡	28 (19)		Α	北斗茂辺地インター南側高台
当別	432 (430)	210	Α	石別小学校、当別東側高台
当別1丁目	86 (53)		Α	石別小学校、当別東側高台
当別2丁目	72 (48)		Α	石別小学校
当別3丁目	65 (39)		Α	石別小学校
当別4丁目	53 (35)		Α	石別中学校、当別5丁目
三ツ石	51 (39)		Α	石別中学校
三ツ石 1 丁目	38 (22)		Α	石別中学校
三ツ石2丁目	45 (31)		Α	石別中学校

[※] 北斗茂辺地インター南側高台は地積が少なく道路上に待機することになることからより高い位置で地積があり、市の車両による移送が容易な北斗茂辺地インターに移動し安全を確保することが望ましい。

[※] 要配慮者数:町内会ごとに集計したものから算出た概数であり多少の増減を含む。



8 避難先(避難目標地点、津波避難場所、津波避難ビル等)からの2次避難

避難目標地点、津波避難場所、津波避難ビル等から指定避難所への移動については、市が準備する車両等を使用するものとする。この際、要配慮者等については市の公用車、民間のバスなどあらゆる手段を用いて早急に移動を完了できるよう災害対策本部において対応するものとする。ただし、一次避難した避難者を共助により避難先付近の住民が自家用車等で指定避難所まで送る行為を妨げるものではない。

また、指定避難所に収容不可能な場合には速やかに「広域一時滞在」について確保する。

(1)避難対象地域の外の避難目標地点、津波避難場所及び高規格道路高台からの移送

市は避難対象地域の外の避難目標地点、津波避難場所及び高規格道路高台への一次避難者を 指定避難所等に移送する手段として、バス事業者との間に「津波災害時における一次避難者の 収容対策への支援に関する基本協定」を締結しており、避難者の移送体制を確保している。

市はバス事業者のバスや災害派遣要請を受理した陸上自衛隊の車両等を活用して避難目標地点、津波避難場所及び高規格道路高台を巡回しつつ、一次避難者を務めて早期に指定避難所等に移送できるようにする。特に高規格道路高台は避難者が許容より増えることが予想されるとともに、防寒対策の備蓄倉庫等がないことから、津波が到達する前の早い段階から避難してきた住民の移送を開始するものとする。

【一次避難者を移送する経路等】



(2) 津波避難ビルからの移送

避難した津波避難ビルの周辺が浸水していない場合は徒歩により移動するものとする。ただし、浸水していない、若しくは浸水が引いた場合であっても津波警報等が解除されるまでは、 陸上移動は避ける。(津波で浸水した地域は瓦礫等により車両が使用できない公算大)

避難した津波避難ビルの周辺が浸水し移動ができない場合は、ヘリコプターなどによる空からの救助または津波警報等が解除している場合にはゴムボート等による救助を要請するが、状況により津波警報等が解除され、津波避難ビルからの移動が可能となるまで移動できないことがある。

※ 津波、土砂崩れ等により矢不来~三ツ石地区で孤立した地域が発生した時も同様

(3) 指定避難所への配分の考え方

津波避難場所、避難目標地点には、同地域の住民が集まって避難していることから、同じ地域内の避難者が同じ避難所で避難生活できるよう、二次避難先(指定避難所)は北斗市町会連合会の地区連絡協議会を基本とし、避難対象地域を8ブロックに分け、ブロックごとに避難所を定める。

【指定避難所(津波)の一覧表】

区域	番号	施設名	住 所	収容可能人員 (1人/2㎡)
	1	清川農村センター	清川604-3	180
	2	沖川小学校 (校舎)	清川595	390
	3	沖川小学校 (体育館)	清川595	160
	4	石別小学校 (校舎)	当別2-5-1	480
	5	石別小学校 (体育館)	当別2-5-1	220
	6	石別中学校 (校舎)	三ツ石270	1, 430
安全	7	石別中学校 (体育館)	三ツ石270	450
安全区域	8	市渡小学校 (校舎)	市渡242	540
	9	市渡小学校 (体育館)	市渡242	230
浸 水	10	大野小学校 (校舎)	本町2-12-6	1, 750
想	1 1	大野小学校 (体育館)	本町2-12-6	500
区	12	大野中学校 (校舎)	本町554-1	1, 390
(浸水想定区域外)	13	大野中学校 (体育館)	本町554-1	450
	1 4	北斗市公民館	本郷2-32-5	1, 380
指	15	スポーツセンター	本郷2-5-1	990
の指定避難所	16	健康センター(せせらぎ温泉)	本町4-3-20	350
雞 所	17	せせらぎ保健センター	本町4-3-20	360
	18	さわやか会館	本町5-3-15	160
	19	大野農業高校 (校舎)	向野2-26-1	3, 750
	20	大野農業高校(体育館) 向野2-26-1		450
	2 1	萩野小学校 (校舎)	開発393-9	530
	22	萩野小学校(体育館)	開発393-9	280
	23	農業振興センター	東前74-2	900
	1	添山会館	添山106	50
20学	2	茂辺地市の渡農村センター	市の渡84-1	60
避難	3	中山会館	中山23	60
所に	4	市渡会館	市渡239	40
所になり得る施設	5	稲里会館	稲里32‐3	90
得	6	向野会館	向野1-10-16	150
施施	7	千代田会館	千代田55-6	60
設	8	一本木会館	一本木134-2	160
	9	文月会館	文月228-1	80

[※] 指定緊急避難場所として使用する際の収容可能人員は「1人/1㎡」とする。

【8ブロックに割り振りする避難所等】

ブロック	対象地域 (町内会・自治会)	避難対象 人口 (世帯数)	避難所名
①七重浜	七重浜 1 丁目 七重浜 2 丁目 七重浜 3 丁目 七重浜 4 丁目 七重浜 5 丁目 七重浜 6 丁目 七重浜 7 丁目	7, 333 (3, 971)	萩野小学校(校舎) 萩野小学校(体育館) 農業振興センター 大野小学校(校舎) 大野小学校(体育館)
②七重浜 追分	七重浜8丁目 追分1丁目 追分2丁目 追分3丁目 追分4丁目 追分5丁目 追分6丁目 追分7丁目 追分	7, 554 (3, 380)	北斗市公民館 スポーツセンター
③久根別 東浜 萩野 一本木 千代田	久根別1丁目 久根別2丁目 久根別3丁目 久根別4丁目 久根別5丁目 東浜1丁目 東浜2丁目 萩野 一本代田	8, 413 (4, 205)	大野中学校(校舎) 大野中学校(体育館) 北斗市健康センター(せせらぎ温泉) せせらぎ保健センター さわやか会館

ブロック	対象地域 (町内会・自治会)	避難対象 人口 (世帯数)	避難所名
④中央 中野通 中野 清川	中央21目中央21目中央31目中央311目中野通2丁目中野通2丁目中野通31日中野野通中野野通中野野	3, 155 (1, 490)	清川農村センター 沖川小学校(校舎) 沖川小学校(体育館)
⑤飯生 常盤 添山 公園 大工 押上	飯飯飯飯常常常押押押大大大公添生生生盤盤盤上上上工工工園山丁丁丁丁丁丁丁丁丁丁丁丁丁丁丁丁丁丁丁丁丁丁丁丁丁丁丁丁丁丁丁丁	3, 308 (1, 611)	大野農業高校(校舎) 大野農業高校(体育館)
⑥昭和 谷谷 桜 水無 三富川	昭昭谷谷谷谷水三桜富富富田和和好好的好好無好岱川川川町丁丁丁丁丁丁丁丁丁丁丁丁丁丁丁丁丁丁丁丁丁丁丁丁丁丁丁丁丁丁丁丁丁丁	2, 418 (1, 237)	市渡小学校(校舎) 市渡小学校(体育館)

[※] 中野、清川、添山、谷好1丁目、桜岱、富川町は、浸水想定区域内に 一般住宅建物なし。

ブロック	対象地域 (町内会・自治会)	避難対象 人口 (世帯数)	避難所名
⑦館野 矢不来 茂辺地 茂辺地市ノ渡	館矢茂茂茂茂茂茂茂茂茂茂茂茂辺辺地45 日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日	8 5 7 (5 1 3)	石別小学校(校舎) 石別小学校(体育館)
⑧当別三ツ石	当別1丁目 当別2丁目 当別3丁目 当別4丁目 当別 三ツ石1丁目 三ツ石2丁目 三ツ石	4 1 0 (2 6 7)	石別中学校(校舎) 石別中学校(体育館)

※ 館野、茂辺地、茂辺地市ノ渡は、浸水想定区域内に一般住宅建物なし。

【避難所になり得る施設】

指定避難所に収容しきれない場合には、次表の施設に振り分けることもある。

避難所になり得る施設		
添山会館	向野会館	
茂辺地市の渡農村センター	千代田会館	
中山会館	一本木会館	
市渡会館	文月会館	
稲里会館		

【広域一時滞在】

市内の指定避難所及び避難所になり得る施設で被災住民の居住場所を確保することが困難な場合は、災害対策基本法第86条の8の規定に基づき、道内の他の市町村と協議し、当該被災住民の一時的な受入れについて可能な避難所を確保する。

第3章 初動体制

1 職員の非常配備体制

津波警報等が発表された場合の市の防災体制及び職員の連絡・参集体制は「北斗市地域防災計画」に定めるほか次のとおりとする。

(1) 勤務時の初動体制

津波注意報		
本庁舎	退避行動なし	
七重浜支所	警戒配備体制をとり、	
茂辺地支所	防災行政無線、エリアメール及び車両による沿岸地域への避難指示に関する	
総合分庁舎	情報伝達及び全地域に対する注意喚起・情報提供等の広報を実施	

津波警報			
1階		車両の移動及び必要備品、物資を2階以上に搬送 職員は2階以上に屋内安全確保、来庁者の避難誘導・応急救護等	
	2階	災害対策本部を設置し情報収集・災害応急対策	
七重浜支所	2階以上への屋内安全確保と情報収集		
茂辺地支所	茂辺地橋(避難路)の確認と避難誘導しながらの一時退避		
総合分庁舎	退避行動なし、情報収集、避難所開設準備等		

大津波警報		
本庁舎	災害対策本部を設置 指定された職員を除き総合分庁舎に災害対策本部を移転するため必要な車両 及び必要備品、重要書類等を搬送 指定された職員は情報収集・応急災害対策	
七重浜支所	総合分庁舎への避難及び必要備品、重要書類等の搬送	
茂辺地支所	茂辺地橋(避難路)の確認と避難誘導しながらの一時退避	
総合分庁舎	退避行動なし、災害対策本部の受け入れ準備及び情報収集、避難所開設準備等	

(2) 休日・夜間の参集体制

地震津波情報は、職員自らが道の防災情報メール及び報道機関等の情報を覚知して次の基準により自主参集し、情報収集・災害応急対策を実施する。(招集のためも連絡はないが、参集できない場合は、その状況を報告)

この際、各対策班の長は、職員の参集状況を把握するとともに、家族を含めた安否確認を実施し本部長等に報告する。

配備基準	配備時期	担当対策班
第1非常配備(注意配備体制)		長:総務課長 全対策班2名以上、本庁舎へ参集。
第2非常配備(警戒配備体制)	津波注意報	長:総務部長 全対策班主査以上の職員は、本庁舎に参集
第3非常配備 (災害対策本部設置)	30分以内に参集可能な指定された職員は、 舎に参集 ・情報収集・災害応急対策 ・津波警報時 車両の移動及び必要品、重要書類を2階以 搬送 その他の職員については、本庁舎が浸水しないことを確認後に本庁舎に参集 ・大津波警報時 必要な車両及び必要備品、重要書類等の拠 その他の職員については、総合分庁舎へ参	

[※] 参集途上において、火災、人身事故等に遭遇したときは、付近住民と協力し適切な処置を とること。

2 津波情報等の収集・伝達

本市の津波予報区は「北海道太平洋沿岸西部」であり、函館地方気象台又は気象庁が発表する津波情報は、次表のとおり。

(1)情報の種類と基準

		発表される津波の高さ		
種類	発表基準	数値で発表 (津波の高さ予想の区分)	巨大地震の 場合の発表	
		10m超 (10m<予想高さ)	2000	
大津波警報	予想される津波の高さが高い ところで3mを超える場合。	10m (5m<予想高さ≦10m)	巨大	
		5 m (3m<予想高さ≦5m)		
津波警報	予想される津波の高さが高い ところで1mを超え、3m以 下の場合。	3 m (1m<予想高さ≦3m)	高い	
津波注意報	予想される津波の高さが高い ところで 0.2m以上、1m以下 の場合であって、津波による 災害のおそれがある場合。	1 m (0.2m≦予想高さ≦1 m)	表記しない	

(2) 津波情報等の収集・伝達

- ア 市は、次の情報を迅速に収集し、防災行政無線・防災ラジオ等を使用し津波到達予想時刻 等を市内全域に伝達する。
 - (ア) 津波到達予想時刻及び予想される津波の高さに関する情報
 - (イ) 各地の満潮時刻に関する情報
 - (ウ) 津波観測に関する情報(沿岸で観測した津波の時刻や高さ)
 - (エ)沖合の津波観測に関する情報(沖合で観測した津波の時刻や高さ及び推定される沿岸で の津波到達時刻や高さ)
- イ 津波情報等の収集方法
 - (ア) 全国瞬時警報システム (J-ALERT)
 - 緊急地震速報(概ね地震発生の数秒前)
 - 地震情報(震度4以上)
 - · 津波情報(津波注意報、津波警報、大津波警報)
 - (イ) 北海道防災情報システム
 - (ウ) 気象庁(地震発生後約3分で第1報、15分後に更新報)
 - (エ) 北海道総合行政情報ネットワーク (北海道総合通信局)
 - (オ)報道機関(ラジオ・テレビ)

- (カ) 北海道開発局函館開発建設部(主要道路の状況)
- (キ) 北海道警察函館中央署(交通規制の状況)
- (ク) 道南いさりび鉄道、JR 北海道函館支社(車両運行状況)
- (ケ) 市内の浸水状況(高台、ドローン、北海道防災ヘリ、北海道警察航空隊、参集職員からの報告など)
- ウ 住民への情報伝達方法

津波情報の種類及び対応	大津波警報		津波警報		津波注意報	
伝達方法(手段)	勤務	閉庁	勤務	閉庁	勤務	閉庁
J-アラート(防災行政無線自動起動)※1	0	0	\circ	0	0	\circ
防災行政無線(手動付加情報)※2	0	0	0	0	\circ	\circ
防災ラジオ (自動起動・自動割込み)		0	0	0	\circ	\circ
L-アラート (テレビ・ラジオ・メール)	0	0	0	0	0	0
車両広報 (市役所・消防)					0	0
電話・FAX・メール (各対策班)			0		0	0
アマチュア無線 (協定)	協定に基づく要請					
津波フラッグ	海水浴場の開設時期のみ					

- ※1 大津波警報と津波警報は無制限にサイレンと音声が流れる。 津波注意報は1回のみ流れる。
- ※2 付加情報は、避難対象地域、津波到達予想時刻、津波の高さ、満潮時刻等。

エ 車両広報の担当範囲

実施機関	実 施 範 囲
北斗市役所	国道227号沿い(大野川~七重浜)
北斗消防署	国道228号沿い(常盤川~三ツ石)

※ 津波注意報の場合は、海の中や海岸付近は危険な状態となるため、海水浴客、釣り客、漁業・港湾関係者等の海岸付近にいる者に対して、津波注意報の発表を知らせるとともに、海岸付近から離れるよう防災行政無線及び広報車両により注意喚起する。

(第2非常配備体制に係る指揮監督者の判断により実施)

第4章 避難指示等の発令

1 避難指示の発令判断基準

避難指示は、大津波警報、津波警報、津波注意報の発表をもって自動的かつ機械的に避難対象 地域へ避難指示を発令する。

津波情報	発令種別	避難対象地域	
大津波警報		津波災害警戒区域全域	
津波警報	避難指示	避難指示 4 m未満の津波で浸水が想定される区域	
津波注意報		海の中や海岸付近にいる者(海水浴客、釣り 客、漁業・港湾関係者等)	
遠地地震に関 する情報	発表される津波情報に準ずる が、必要に応じて「高齢者等 避難」の発令を検討。	発表される津波情報に準ずる。	

- ※ 津波災害は、危険地域から一刻も早い避難が必要であることから、「高齢者等避難」は発令 せず、「避難指示」のみ発令する。
- ※ 気象庁の津波警報基準は3メートル以下の津波であるが、避難対象地域は4メートルの津波を想定した区域とする。

2 避難対象地域

大津波警報、津波警報の避難対象区域は、第2章4項「避難対象地域の指定」参照

3 避難指示の伝達方法

避難指示は、市の災害対策本部から住民等へ確実に伝えなければならないことから、次表のと おり担当部署(対策班)を指定し、伝達先・伝達方法を定める。

ただし、市役所本庁舎も避難対象地域に含まれることから、大津波警報発表時については、この限りではない。

【避難指示の伝達担当部署】

担当部署	伝達手段		伝達先	
総務対策班	北海道防災情報システムへの入力(1 アラート)	テレビ	避難対象地域	
		ラジオ	避難対象地域	
		緊急速報メール	市内全域	
総務対策班	防災行政無線 (J-アラートで自動起動) ※1		市内全域	
総務対策班	ホームページ		市内全域	
総務対策班	広報車(津波注意報のみ)		海の中や海岸付近にいる者	
消防対策班	方対策班 消防車(津波注意報のみ)		海の中や海岸付近にいる者	
(北斗消防署)	電話又はFAX、メール		消防団員	
民生対策班	電話又はFAX		避難促進施設(学校以外)	
市民対策班	電話又はFAX		町会・自治会、自主防災組織	
経済対策班	電話又はFAX		漁港・水産施設、観光施設	
文教対策班	電話又はFAX		学校 (高等学校含)	

- ※1 J-アラート(防災行政無線自動起動)では、サイレンの吹鳴とともに「ただちに高台へ 避難して下さい」の音声が無制限に流れる。
- ※ 震源が沿岸に近い場合は津波到達時間が短いことから、少しでも早く避難する必要があり、 津波災害警戒区域内に居るときに強い揺れ(震度4程度以上)又は長時間ゆっくりとした揺 れを感じた時は、津波警報等の発表や避難指示の発令を待たずに、各自が自発的かつ速やか に避難行動をとることが必要。

4 避難指示の解除

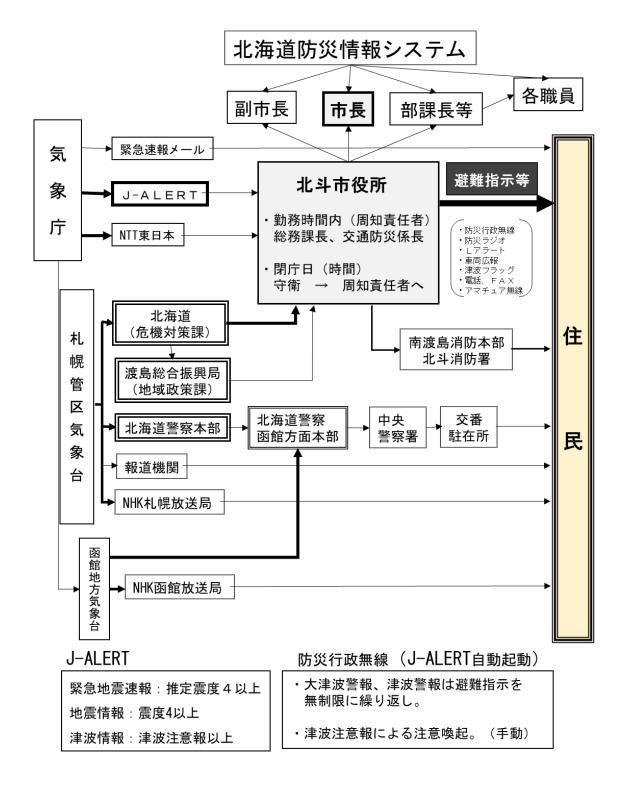
避難指示の解除は、大津波警報、津波警報、津波注意報の解除の発表に基づき行うことを原則とする。ただし、浸水被害が発生した区域については、警報等が解除され、かつ、住宅地等での浸水が解消した段階とする。

- ※ 津波情報の切り替え(津波警報から津波注意報へ)に基づき海岸線の地域を除き避難指示 を解除する場合には、津波注意報が解除されるまで海岸に近づかないことを周知徹底し、全 てが解除されるまでは安全ではないことを付け加えて広報する。
- ※ 避難指示の解除は、避難対象地域に対して発令した津波からの一時的な立退きの指示を解除することであり、避難所の閉鎖とは異なることに注意。

5 津波情報及び避難指示等の伝達経路

気象庁、北海道等から住民及び市への津波情報、避難情報の伝達は、J-アラート及び自動起動による防災行政無線及び防災ラジオ、並びにL-アラート、電話、FAX等による伝達経路が確立されている。

情報伝達経路については下記の図のとおり。



6 避難情報の発令文

避難指示の発令は、災害対策本部長(市長)の判断に委ねることなく、大津波警報・津波警報・ 津波注意報の発表をもって、自動的かつ機械的に災害対策基本法第60条第1項の「避難指示」 を発令するものとする。

(1)大津波警報の発表と避難指示の発令(J-アラート)及び大津波津波警報による避難指示の付加情報(防災行政無線手動放送)

OJ-ALERTによる自動起動放送(大津波警報の場合) ※1

- ◇ サイレン3秒吹鳴-2秒休止×3回
- ◇ 大津波警報が発表されました。
- ◇ 海岸や河川付近の方は高台に避難してください。
 - → 無制限に繰り返し

〇防災無線放送伝達文〈数分間隔で、数回、繰り返し〉

- ◆ (2回目以降の放送では、冒頭にサイレン吹鳴を入れること)
- ◆ こちらは防災北斗。緊急放送、避難指示発令。緊急放送、避難指示発令。
- ◆ 大津波警報が発表され、函館江差自動車道以南の全域及び萩野、一本木、中野、矢不来、 茂辺地、石別の各地区に「避難指示」を発令しました。

(大津波警報 (3~5 m) の場合:函館江差自動車道~国道227以南の地域)

◆ 直ちに、避難対象地域の外の地域、函館江差自動車道の高台又は津波避難ビルに避難して ください。

〈※ 津波到達時刻等が判明した場合は、次の伝達文を最後に加えること〉 ※2、3

- ◆ 予想される津波の到達時刻は、○時○○分です。
- ◆ 予想される津波の高さは○○mです。
- ◆ 直ちに海岸や河川から離れ、できるだけ高い場所に緊急に避難してください。
- ※1 J-ALERTによる大津波警報の放送をもって対象区域への避難指示の発令とする。
- ※2 新たな情報を収集・伝達する際は、J-アラートの放送を停止して、防災行政無線、防 災ラジオにて、津波に関する新たな情報(鉄道・踏切及び避難路(渋滞状況)等の情報を 含む。)を付加しつつ放送する。

以後、津波到達予想時刻まで繰り返す。

※3 防災無線・ラジオ(FMイルカを含む。)等で津波に関する情報を継続的に入手し、危険が切迫した場合には命を守る行動(近くの努めて高い建物の上昇階に避難する等)をとるように伝達する。

(2) 津波警報の発表と避難指示の発令 (J-アラート) 及び津波警報による避難指示の付加情報 (防災行政無線手動放送)

〇J-ALERTによる自動起動放送(津波警報の場合のみ) ※1

- ◇ サイレン5秒吹鳴─6秒休止×2回
- ◇ 津波警報が発表されました。
- ◇ 海岸や河川付近の方は高台に避難してください。
 - → 無制限に繰り返し

○防災無線放送伝達文〈数分間隔で、数回、繰り返し〉

- ◆ (2回目以降の放送では、冒頭にサイレン吹鳴を入れること)
- ◆ こちらは防災北斗。緊急放送、避難指示発令。緊急放送、避難指示発令。
- ◆ 津波警報が発表され、いさりび鉄道南側及び一本木、久根別1~4丁目、中野通り、中野通1~3丁目、大工川2・3丁目、押上2丁目、矢不来、茂辺地、石別の各地区に「避難指示」を発令しました。
- ◆ 海の中や海岸付近は危険です。ただちに海岸から離れていさりび鉄道の北側や高台、津波避難ビルにしてください。

〈※ 津波到達時刻等が判明した場合は、次の伝達文を最後に加えること〉 ※2、3

- ◆ 予想される津波の到達時刻は、○時○○分です。
- ◆ 予想される津波の高さは○○mです。
- ◆ 直ちに海岸や河川から離れ、できるだけ高い場所に緊急に避難してください。

※1~3 大津波警報に同じ

(3) 津波注意報の発表 (J-アラート)及び津波注意報による注意喚起 (防災行政無線手動放 送)

○J-ALERTによる自動起動放送(津波注意報の場合のみ) ※1

- ◇ 津波注意報が発表されました。(3回繰り返し)
- ◇ 海岸や河川付近の方は注意してください。

○防災無線放送伝達文〈数分間隔で、2回繰り返し〉

- ◆ こちらは防災北斗。緊急放送、避難指示発令。緊急放送、避難指示発令。
- ◆ 津波注意報が発表され、国道228の南側、海岸周辺に「避難指示」を発令しました。
- ◆ 海の中や海岸付近は危険です。ただちに海岸から離れて国道228の北側や高い場所に緊急 に避難してください。

〈※ 津波到達時刻等が判明した場合は、次の伝達文を最後に加えること〉 ※2、3

- ◆ 予想される津波の到達時刻は、○時○○分です。
- ◆ 予想される津波の高さは○○mです。
- ◆ 直ちに海岸や河川から離れ、できるだけ高い場所に緊急に避難してください。

※2、3 大津波警報に同じ

(3-1) 津波注意報による注意喚起(車両広報)

- ◆ こちらは北斗市役所(消防署)です。
- ◆ 津波注意報が発表されています。
- ◆ 海の中や海岸付近は危険です。ただちに海岸から離れて安全な場所に移動してください。

〈海水浴期間中〉

- ◆ 海水浴場の皆さんは、直ちに海から上がり、監視員の指示に従ってください。
- ※ 車両による広報実施の要否は、第1非常配備体制に係る指揮監督者の判断。
- (4) **避難指示の伝達文** (停電や通信途絶等により津波警報等を適時に受け取ることができない状況において、強い揺れ等で避難の必要性を認めた場合)

○防災無線放送伝達文〈数分間隔で、数回、繰り返し〉

- ◆ (2回目以降の放送では、冒頭にサイレン吹鳴を入れること)
- ◆ こちらは防災北斗。緊急放送、避難指示発令。緊急放送、避難指示発令。
- ◆ 強い揺れの地震がありました。
- ◆ 函館江差自動車道以南の全域及び萩野、一本木、中野、矢不来、茂辺地、石別の各地区に 「避難指示」を発令しました。
- ◆ 直ちに、避難対象地域の外の地域、函館江差自動車道の高台又は津波避難ビルに避難して ください。

〈※ 津波到達時刻等が判明した場合は、次の伝達文を最後に加えること〉 ※2、3

- ◆ 予想される津波の到達時刻は、○時○○分です。
- ◆ 予想される津波の高さは○○mです。
- ◆ 直ちに海岸や河川から離れ、できるだけ高い場所に緊急に避難してください。
- ※2、3 大津波警報に同じ

第5章 津波対策の教育・啓発

市民に対しては、「自らの命は自らが守る」という観点に立って、大津波警報、津波警報、津波注意報が発表された際には、「避難指示の発令を待たずに自ら避難」を開始するとともに、率先して避難行動をとる意識を醸成するため、次のとおり教育・啓発に努める。

1 町内会・自治会、自主防災組織等

- (1) 町内会・自治会、自主防災組織及び事業所等を対象とした出前講座や研修(講習)などを通じ、津波に対する防災減災知識の普及に努める。
- (2) 平常時より、住民に対し、防寒具等の避難時に所持すべきもの等についての普及啓発を図る。
- (3) 町内会・自治会単位で地域の防災リーダーとなる防災士が各1名以上在籍するように、積極的に市の補助制度を活用し養成に努める。

2 学校

- (1) 学校教育における防災教育の充実・向上を図るとともに、児童・生徒等による地域防災活動 への参画や学校と地域との連携を促進する。特に、今後、地域防災の主体を担い、防災活動に 大きな役割を果たすこととなる小・中学生等の学校教育においては教育委員会と連携し、地震・ 津波に関する正確な知識や日頃からの備え、地震・津波が発生したときの対応、地域社会への 貢献等について、組織的・体系的な教育に取り組む。
- (2)各地域における津波避難訓練において、参加しやすい日時を設定し、多世代の参加が期待できる学校と地域が連携した訓練を計画する。

3 その他

- (1) 平常時における津波災害に対する防災意識の向上を図るため、海抜等を表示する標識や避難路標識を計画的に設置する。
- (2) 津波避難ビルの利用方法について、住民に周知徹底するとともに、その地域にとって適切で効果的な避難方法を住民と一緒に考え「地区津波避難計画」の作成について積極的に支援する。
- (3) 地域社会や事業所において津波防災教育・啓発を行うため、北斗市防災連絡会議や消防職・ 団員など防災の知識や津波の経験を有する者による過去の災害の脅威や体験談等を語り継ぐ 機会を定期的に設けるとともに、こうした津波防災教育・啓発の核となる防災リーダーの養成 に努める。

第6章 津波避難訓練の実施

津波避難訓練は、津波災害警戒区域内において、地域の実情に応じて地区ごと又は合同で年1 回以上実施することを基本とし、市は北斗市防災連絡会議等の協力のもと積極的に支援し、地域 の訓練に対して助言を行う。

1 地域による避難訓練の実施

(1) 避難訓練の想定等

津波災害が発生する地震を想定し、震源、津波の高さ、津波到達時間、津波が終息するまでの時間経過等に沿った訓練内容を設定する。また、夜間や異なる季節等も想定するなど、あらゆる状況に応じた円滑な避難が可能となるよう避難訓練の工夫と検証を行うものとする。

訓練は、実際に避難を行なうことで避難目標地点や避難経路を確認し、「地区津波避難計画」どおりの避難が実際に可能か否かを検証する場でもあることから、訓練終了後は結果を検証し、課題の抽出、整理、解決を図り、次の訓練につなげることが大切である。

(2) 具体的な訓練内容

- ア 地区津波避難計画において設定した避難経路を実際に避難することで、避難経路の確認、 避難の際に発生し得る危険性等の把握に努めること。
- イ 避難行動要支援者にとっては、市が指定した避難路が必ずしも適切とは限らず、このような場合には、民有地等を避難することについて、地域社会の中で理解を得ておくこと。
- ウ 夜間の避難や冬期間(積雪時)を想定した訓練も実動で行うなど、より実災害に近い形で の訓練を実施するよう努めること。

2 市職員による訓練の実施

休日等における参集体制や勤務日の初動体制などを実動で訓練し、自身の安全確保を基本に災害対策本部の移転要領や総合分庁舎での情報の収集・伝達方法の確認を行い、津波注意報時の車両広報についても巡回コースや広報内容の適否等を検証する。

(1)訓練の想定等

訓練は、勤務時間中の発生と休日夜間の閉庁時を想定し、特に勤務時間中の来庁者の避難誘導や救出救助などについては実動で実施する。

(2) 具体的な訓練内容

職員が実施する訓練については、総務課交通防災係において別途計画する。

3 総合的な避難訓練の実施

市が主催する総合的な避難訓練は5年に1回程度の開催を目安とし、自主防災組織や町内会の住民組織を主体に、学校、ボランティア組織等の参画を得た地域ぐるみの実施体制の確立を図るとともに、市の職員においても参集訓練、災害対策本部訓練などを同時に行い実災害に備えるものとする。

第7章 積雪・寒冷地対策

積雪寒冷地特有の課題に対しては、津波や地震の揺れへの備えに加えて、寒さから「命を守る」 ため、次に掲げる対策を考慮した上で、総合的な対策を推進する。

1 避難路・避難施設の整備

- (1) 高台等の屋外に避難する場合には、その後、防寒機能を備えた屋内の避難所への二次避難が速やかに実施される体制と道路の整備を優先する。
- (2) 平野部が続く地域で、徒歩による避難が難しい場合には、災害による道路寸断や道路渋滞・ 交通事故等の可能性が低いことを前提に、自動車を用いた避難を検討し「地区津波避難計画」 の中で整理しておく。

2 避難時における防寒対策等

- (1) 津波から難を逃れた後、津波避難ビルや高台などの屋外で長時間、寒冷状況にさらされると 低体温症要対処者となることから、市は指定緊急避難場所や指定避難所において、防寒機能を 備えた空間を確保するとともに、防寒用品、暖房器具、飲料水等の配備に努める。
- (2) 平常時より、住民に対し、防寒具等の避難時に所持すべきもの等についての普及啓発を図る。

3 その他

- (1) 防寒対策においては電力の確保が特に重要であり、避難所における非常用発電設備の整備、 発電機の備蓄数確保並びに協定による調達の体制を強化するとともに、外部給電可能な車両の 整備も含め多様な電源確保に努める。
- (2) 積雪寒冷下では、救助・物資運搬等の体制が十分に機能しない懸念があるため、その点を考慮した活動計画の策定、救助・物資運搬等に必要な人員や防寒のための装備・資機材の確保、 医薬品等の備蓄の確保、広域的な訓練を計画的に実施する。

第8章 その他の対策

1 観光客等の避難対策

観光協会や関係団体と共同して、観光客、海水浴客等の避難対策を確認する。

2 避難促進施設の避難対策

市は、令和4年1月に津波法第53条に基づく「津波災害警戒区域」に指定されている。

これにより、北斗市地域防災計画でその名称及び所在地が定められた施設(避難促進施設)の 所有者又は管理者は、津波法第71条により利用者の津波発生時における円滑で迅速な避難の確 保を図るために必要な措置としての「津波避難確保計画」の作成と市長への報告が義務付けられ ている。

3 避難行動要支援者の避難対策

避難行動要支援者の避難計画は、「北斗市避難行動要支援者避難支援計画」によることとし、本計画とは別に市が自主防災組織等と協力及び防災部局、福祉専門部局とが連携して「個別避難計画」として作成する。

4 避難誘導等従事者の安全対策

津波発生のおそれがある場合、または津波警報等が発表された場合、市職員、消防職・団員等は様々な手段を用いて、避難誘導や救助活動を実施するが、その際従事者の安全管理の構築が必要である。

誘導・救助業務等を行う各機関においては、活動マニュアル等に安全確保の内容を具体的に明 記し、定期的に研修等を行い従事者に周知徹底すること。

5 北海道・三陸沖後発地震注意情報発表時の対策

北海道・三陸沖後発地震注意情報(以下「後発地震注意情報」という)とは、日本海溝・千島 海溝沿いでマグニチュード7.0以上の地震が発生した場合(以下「先発地震」という)に、発生 から概ね2時間以内に内閣府と気象庁が合同で発信する情報で、特に1週間程度は、平時よりも 巨大地震の発生に注意し、揺れを感じたり津波警報等が発表されたりした際に、直ちに津波から 避難できる態勢等を確保するよう国民に呼びかける。

(1)後発地震注意情報に関する留意事項

- ア この情報は、防災対応の呼びかけ期間中に、大規模地震が必ず発生するということをお知らせするものではない。
- イ 後発地震の可能性は、先発地震が起こってから時間経過とともに低くなる。
- ウ 後発地震の可能性は、先発地震の震源から遠いところほど低くなる。
- エ 後発地震の可能性は、後発地震の規模が大きいほど低くなり、最大クラスの後発地震が発生する可能性はさらに低くなる。
- オ 先発地震を伴わず、大規模地震が突発的に発生する可能性がある。

- カ 最大クラスの地震に備えることが大切だが、より震度が大きくなる可能性のある直下型の 地震や、最大クラスの地震より発生確率が高い一回り小さい Mw8 クラスの地震等にも備える 必要がある。
- キ すでに発生した先発地震への対応と後発地震に備えた対応を混同しないように配慮する ことが必要である。
- (2)後発地震注意情報が発表された際の市の対応
 - ア 「後発地震注意情報」の伝達や防災対応の呼びかけを迅速かつ正確に実施する。防災対応 の呼びかけ期間は、1週間とされていることから、定期的(1日に1回程度を目安)に住民 への呼びかけを行う。
 - イ 情報が発信されたとしても、市から社会経済活動を止めることとなる「事前避難」を呼び かけることはないが、個々の状況に応じて住民が判断し「自主避難」する場合には、安全な 知人宅、親類宅、またはホテルや旅館への避難を基本とする。

ただし、やむを得ず避難所を開設する場合も想定されることから、その際の避難所運営は、 避難者自ら行うこと、必要なものは、自ら確保することを周知する必要がある。

- ウ 市が管理・運営する公共施設においては、職員・施設利用者の避難誘導手順等の再確認(避難場所・避難経路の再確認)を実施する。
- エ 後発地震が発生した場合に住民が避難する指定緊急避難場所を点検する。
- オ 後発地震に備えた初動体制を再確認する。
- カ 後発地震が発生した際の企業等との防災協定等を確認する。
- (3)後発地震注意情報が発表された際の住民の対応
 - ア 揺れを感じたり津波警報等が発表されたら、直ちに避難できる態勢の準備
 - 直ちに避難できる態勢での就寝
 - ・非常持出品の常時携帯
 - イ 想定されるリスクから身の安全を確保する備え
 - (・揺れによる倒壊への備え
 - ・ 土砂災害等への注意
 - ・屋内での安全の確保
 - ウ 後発地震に注意し、平時から誰もが実施すべき備え
 - ・緊急情報の取得体制の確保
 - ・平時からの地震への備えの再確認
 - ・ハザードマップで危険箇所を再確認
 - 安全な避難場所や避難経路等を再確認
 - ・家族との連絡手段や集合場所を検討・決定
 - ・非常持出品(食料、水、常備薬、懐中電灯、携帯ラジオ等)の再確認
 - ・タンス類・本棚等、家具の転倒防止対策を実施・再確認
 - ・携帯ラジオや携帯電話の予備バッテリー等を準備
 - ・冬期間では、防寒着、毛布、発熱剤入りの非常食等を準備
 - ・症状に応じて必要となる薬や備品を準備等

6 地域コミュニティにおける自主防災組織結成の促進

- (1) 地域防災力の中核となる消防団の人員・装備・施設を充実させる。
- (2) 平常時からの地域コミュニティの再生を図り、自主防災組織の結成及び活動カバー率の向上、 防災資機材等の自主防災組織への配備等により自主防災組織の育成・充実を図る。
- (3) 住民避難については、避難施設等の整備や避難計画等の見直しといった行政の対応だけでは 不十分であり、地域住民・事業者の日常的・継続的な努力があって初めて効果を発揮するもの であることから、地域の総合的な防災力の向上が不可欠である。

7 その他

自助、共助を基本とした事前防災と公的機関による公助など多様な主体が連携し、最大限効果を発揮するためには、住民一人ひとりが主体的に行動できるよう、地域での「地区津波避難計画」の策定と防災教育・防災訓練等の住民主体の取組による防災意識の高い地域社会を構築し「災害文化」として醸成・定着させていく必要がある。

市は住民主体の取組を積極的に支援するものとする。

第9章 地区津波避難計画

1 地区津波避難計画の主体

- (1) 地区津波避難計画とは、町内会・自治会、自主防災組織が主体となって、単独または合同で 作成する津波避難計画をいう。
- (2)地区津波避難計画は、市が作成した北斗市津波避難計画(全体計画)の基本的な事項を参考 に、地域の実情に詳しい住民自らが作成する。
- (3) 地区津波避難計画を作成する目的は、津波被害から命を守るために、住民一人ひとりが「津波から避難する」意識を高め、お互いに助け合い、津波が到達する前に安全な場所へ迅速に避難することを目的として作成する。

2 地区津波避難計画の構成

- (1) 設定の単位(地区の設定) 町内会・自治会、地区協議会の単位など、地域の実情に応じて設定する。
- (2) 地区津波避難計画の具体的な構成 地区津波避難計画には、定まった様式や決まりごとはないが、北海道の策定指針には、一般 的に次の項目が必要として構成例を示している。

【構成例】

- ・表紙(町内会・自治会・自主防災組織等の名称、作成した年・月)
- ・避難準備(非常用持ち出し品・備蓄品リスト)
- ・地震発生後~津波からの避難マニュアル~ 「何をすべきか」「日頃から取り組むことはなにか」
- ・避難場所までの地図

(記載例:浸水想定区域、避難目標地点、避難経路、避難場所、避難所など)

・避難時に注意を要する場所

(記載例:番号表示、現状の写真、対応方法など)

わが家の防災メモ

(関係先の電話番号簿、防災上必要なメモ)

3 地区津波避難計画の作成方法

- (1) 市が津波避難計画(全体計画)を策定した後には、避難対象地域ごとに住民が主体となって ワークショップ等を開催し、「地区ごとの津波避難計画」(地区計画)を策定する。
- (2) 策定に当たっては、地域を熟知した住民自らが主体的に取り組むことにより、きめ細かく実効性の高い避難計画の策定が可能になる。
- (3) 事業所等も含めた地域全体で検討し、市は住民等に対してワークショップの開催を促すとともに運営を補助し、住民と協力して策定するものであること。
- (4) 具体的な策定までの流れは次のとおり。

【地区津波避難計画完成までの流れ】

①地区を知る・・・・市の防災担当職員や地区の防災士等が実施する防災講座などで、津波のハザードマップや市の津波避難計画を学習し地区の特性などを知る。



②全員で話し合う・・・・地区の地図に避難目標地点までの避難経路や危険個所等を記入する。



③避難訓練をする・・・・②で作成した地図を基に実際に歩いてみて、写真などに納め、目標地 点や避難経路を検証する。



④計画にまとめる・・避難訓練を通じて得た課題を踏まえ、地区津波避難計画としてまとめる。

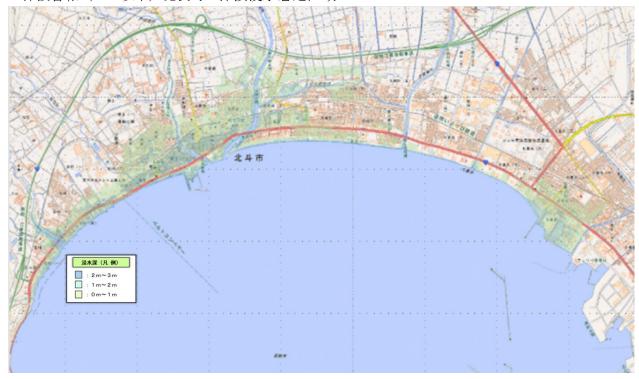
【ワークショップ形式で作成していく理由】

- ①ワークショップ参加者に当事者意識が生まれる。
- ②住民が主体となって作成しなければならないことを理解しやすい。
- ③地区の実情を最も詳細に把握しているのは、その地区の住民である。
- ④地震が発生し、津波が来るときに実際に避難するのは住民である。
- ⑤地区の全員が協力し合って津波到達前に避難完了するという目標が明確である。

市は「地区津波避難計画作成の手引き」及び「地区津波避難計画のひな型」等を作成し、地区津波避難計画を作成しようとする住民を積極的に支援する。

【参考資料】

1 津波警報(3m以下)発表時の津波浸水想定区域



2 大津波警報 (3~5 m) 発表時の津波浸水想定区域

